**日本脳神経外科学会 医学研究利益相反自己申告書　【非会員用】**

《　研究題目：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　》

《　申 告 者：　 研究代表者 　・　 研究分担者 　》　　（いずれかに○をしてください）

申告者氏名（和文表記） 　　　　　　　　　　　　（英文表記）

所属：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職名：

電話番号：　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号：

E-mailアドレス：

上記研究題目に関連する以下の１～３について申告してください。

問１．研究に企業・団体が直接関係している

はい  いいえ （該当するものにチェック）

　　はいの場合、その企業・団体名ならびに本研究との関係について明記してください。

（複数ある場合，欄を増やして列記する）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 |  |
| 本研究との関係 |  |

問２．研究成果が企業・団体の収益や経営等に影響を与える

※直接的でなくとも、その成果によって企業・団体の収益、経営や運営に影響を与えると考えられる場合（競合する場合も含む）に該当します。

はい  いいえ （該当するものにチェック）

はいの場合、その企業・団体名ならびに本研究との関係について明記してください。

（複数ある場合，欄を増やして列記する）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業・団体名 |  |
| 本研究との関係 |  |

問３．上記の問１，２において 「はい」と回答し、明記した企業・団体と申告者との間の

　　　利益相反状態が懸念される。

○**医学研究に係る利益相反**とは、医学研究実施者及び医学研究関係者が、医学研究によって得られる直接的利益及び間接的利益と、社会に開かれた研究を実践する研究者としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいいます。具体的には、外部との経済的な利益関係等によって、医学研究の公正かつ適切な判断が損なわれる、又は損なわれているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態を指しています。

はい  いいえ （該当するものにチェック）

「はい」の場合、以下の問についてお答えください。

問４．あなた自身は申告日より起算して過去3年間において、問１，２で挙げた企業・団体か

ら①～⑧の事項の自己申告基準に該当する収入がありましたか？

はい  いいえ　　　　　　　　（該当するものにチェック）

「はい」の方は自己申告書**（別紙１）**の提出が必要です。

1. 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

1. 株の保有

申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5％以上を所有

1. 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：１件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

申告基準：単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計100 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料

申告基準：単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計50 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費

申告基準：

* + 単一の研究に対して支払われた総額が年間200 万円以上
  + 単一の企業・団体から，1 名の研究代表者に支払われた奨学寄付金（奨励寄付金）の総額が年間200 万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である非営利法人(例、NPO)や公益法人（例、社団、財団）からの受託研究費や研究助成費（研究代表者として受け取っている場合）

申告基準：交付金額が年間1000万円以上

1. 企業や営利を目的とした団体からの寄付による大学の寄付講座の代表者である場合

申告基準：一企業あたり年間200万円以上

問５．あなたの家族（本項では配偶者・一親等以内の親族，あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお、家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。）は申告日より起算して過去3年間において、以下の①～③の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？

はい  いいえ　　　　　　　　（該当するものにチェック）

「はい」の方は自己申告書**（別紙２）**の提出が必要です。

① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

② 株の保有

申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5％以上を所有

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：１件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

**研究が継続している間に、状況に変更が生じた場合には、直ちに再提出願います。**

私の医学研究に係る利益相反に関する状況は上記のとおりであることに相違ありません。

申告日　　平成　　年　　月　　日

申告者氏名（自筆）